⑶　特に、社会保障については、物価や賃金の上昇等に対して、国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備していく。その上で、人口や世帯構成の変化により、受益と負担のバランスが変化することに対応し、適切な制度の効率化や資源配分の最適化を図り、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要となる。全世代型社会保障の構築を通じ、応能負担の徹底等、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る。こうした社会保障システムの持続性確保の観点から、総合経済対策に記載された社会保障制度改革の取組を前例にとらわれず着実に実行し、社会保障改革の新たなステージにふさわしい予算編成とする。その際、次期診療報酬改定等において保険料負担の抑制努力も行いつつ経営の改善・従事者の処遇改善を図る。その上で、給付付き税額控除の制度設計を含めた「税と社会保障の一体改革」について国民的議論を進めるため、「国民会議」の早期設置に向けて検討を進める。

⑷　歳入面については、負担の公平性の確保等の観点から、不断の見直しを検討する。また、必要に応じて、物価の上昇を踏まえ国民負担が増えないよう制度的対応を図る。

⑸　なお、補正予算については、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出等のために編成されるものであるが、近年は、常態化すると同時に規模が拡大している。今後、経済財政諮問会議等において、こうした予算の在り方についても、議論を進める。

４．一般会計予算の規模等

⑴　一般会計予算の規模

８年度一般会計予算の規模は、７年度当初予算額に対して71,114億円（6.2％）増の1,223,092億円となっている。

うち一般歳出の規模は、７年度当初予算額に対して20,485億円（3.0％）増の701,557億円となっている。

⑵　一般会計予算と国内総生産

①　一般会計予算の規模を国内総生産と対比すると、次のようになる。

（表１）　一般会計予算規模及び国内総生産の推移

	一般会計(A)（億円）	うち一般歳出(B)（億円）	国内総生産(C)（名目・兆円程度）	(A)／(C)（％程度）	(B)／(C)（％程度）
７　年　度	1,151,978	681,071	669.2	17.2	10.2
８　年　度	1,223,092	701,557	691.9	17.7	10.1
８年度の対前年度伸率	6.2％	3.0％	3.4％程度	—	—

㈱１．７年度の(A)欄及び(B)欄は、当初予算の計数である。

２．７年度及び８年度の(C)欄は、８年度政府経済見通しによる。（７年度は実績見込み、８年度は見通し）

②　なお、８年度（政府案）の政府支出の実質ＧＤＰ成長率に対する寄与度は、0.3％程度となる見込みである。

⑶　一般会計歳入予算

①　租税及印紙収入は、現行法（税制改正前）による場合、７年度補正（第１号）後予算額に対して35,770億円増の842,750億円になると見込まれるが、個人所得課税、法人課税等の税制改正を行うこととしている結果、７年度補正（第１号）後予算額に対して30,370億円（3.8％）増の837,350億円になると見込まれる。

また、その他収入は、７年度当初予算額に対して2,585億円（3.0％）増の89,902億円になると見込まれる。

②　８年度における公債金は７年度当初予算額を9,369億円上回る295,840億円である。

公債金のうち67,160億円については、「財政法」（昭22法34）第４条第１項ただし書の規定により発行する公債によることとし、228,680億円については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」（平24法101）の規定により発行する公債によることとしている。この結果、８年度予算の公債依存度は24.2％（７年度当初予算24.9％）となっている。なお、一般会計当初予算の基礎的財政収支は10年度当初予算以来、28年ぶりに1.3兆円黒字に転じている。

（表２）　一般会計歳入予算の内訳

（単位：億円）

１．租税及印紙収入	
⑴　現行法（税制改正前）を８年度に適用する場合の租税及印紙収入	842,750
⑵　税制改正による増△減収見込額	△　5,400
イ　個人所得課税	△　7,100
ロ　法人課税	620
ハ　消費課税	700
ニ　防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	380
⑶　８年度予算額⑴＋⑵	837,350
２．そ の 他 収 入	89,902
３．公　　債　　金	295,840
合　　計	1,223,092

（表３）　公債依存度の推移〈当初予算ベース〉

（単位：億円、％）

年　　度	一般会計予算規模(A)	公 債 発 行 額(B)	公 債 依 存 度（B／A）
4	1,075,964	369,260	34.3
5	1,143,812	356,230	31.1
6	1,125,717	354,490	31.5
7	1,151,978	286,471	24.9
8	1,223,092	295,840	24.2

５．分野別の概要

⑴　税制改正

８年度改正については、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除の額等を引き上げるほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げる。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行う。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行う。また、グローバル・ミニマム課税の見直しや防衛特別所得税の創設等を行う。